

令和4年度第1回八千代市行政不服審査会会議録

開催日時 令和4年10月13日(木)
午後2時 開会 午後3時18分 閉会

開催場所 八千代市役所 旧館4階第1委員会室

議 題 (1) 会長の選出及び会長職務代理者の指名について
(2) 令和4年度諮問第1号に係る調査審議について

出席者名

出席委員	長谷川 憲 委員
	日名子 暁 委員
	小名木 伸 雄 委員
	飯 田 佑 介 委員
	江 藤 英 樹 委員
事務局	小 倉 幹 雄 総務部次長
	荒 井 宣 行 総務課副主幹
	柳 村 綾 子 総務課主査補
	菅 田 智 一 総務課主任主事

公開・非公開の別 議題(1) 公開
議題(2) 非公開

傍聴人 1名(定員5名)

所管課名 総務部総務課調整班

電話番号 047(483)1151 内線2342・2343

会議の経過・結果 以下のとおり

<p>荒井 総務課 副主幹</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきますと思います。</p> <p>本日の出席委員は5名でございます。</p> <p>委員の半数以上の出席が認められますことから、八千代市行政不服審査法施行細則第2条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、ただいまから「令和4年度第1回八千代市行政不服審査会」を開会いたします。</p> <p>本日、進行を務めます総務課副主幹の荒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>開会に当たりまして、総務部次長の小倉よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>小倉 総務部 次長</p>	<p>総務部次長の小倉と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、そして、足元の悪い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の審査会の議題は、諮問第1号における調査審議ということで、委員の皆様には、今までの調査審議と同様に、審理員が行った審理手続の適正性を含め、審査請求に関する審査庁の判断の妥当性に関しましてご審議をお願いしたいと考えております。</p> <p>簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>荒井 総務課 副主幹</p>	<p>挨拶に続きまして、委員の皆様をお願いを申し上げます。</p> <p>本日の会議は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第8条及び八千代市行政不服審査会調査審議要領第9条の規定によりまして、会議録を作成するため、会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>なお、正確に音声を記録するため、マイクシステムを設置しております。会長のマイクは常にオンの状態になっております。そ</p>

の他のマイクについては、いずれか一つのみオンとなる設定としております。会長以外の委員の皆様におかれましては、発言の際には、目の前のマイクのボタンを押していただき、ライトが点灯しましたら発言をしていただきまして、発言が終わりましたときに、ボタンは押さずにそのままにしていただきますようお願いをいたします。次の発言者をご自身のマイクのボタンを押すと、マイクが切り替わる設定としております。

また、本日の会議は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条第2号及び八千代市行政不服審査会調査審議要領第8条の規定により、一部非公開となります。

傍聴人の方に申し上げます。会議の資料につきましては、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第7条の規定により、非公開となる議題(2)の令和4年度諮問第1号に係る調査審議に入る前に回収をさせていただきます。

なお、会議資料の写しの交付を希望される場合は、八千代市情報公開条例第18条第1項の規定により、費用をご負担いただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、次に、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りをさせていただいた資料でございますが、まず、次第、次に、委員名簿そして、席次表でございます。

また、本日の議題に必要な資料として、「令和4年度八千代市行政不服審査会 諮問第1号」のファイル1冊を事前に郵送させていただきます。

資料は全てお持ちでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして本日の議題でございますが、議題(1)会長の選出及び会長職務代理者の指名について、今年の4月の委嘱後、初めての審査会となりますので、審査会の会長を委員の互選により選出をしていただき、会長職務代理者は、会長に委員の中から指名をしていただきます。

	<p>次に議題(2)令和4年度諮問第1号に係る調査審議についてですが、諮問第1号について、事務局から事件の概要及び資料の説明をさせていただきます。</p> <p>その後、委員の皆様は資料をもとに審議に入ってください、審理員が行った審議手続きの適正性を含め、審査請求についての審査庁の判断の妥当性についてチェックをお願いしたいと思います。</p> <p>本日の議題に入る前に、委嘱後、初めての審査会となりますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の委員名簿に沿って、五十音順にご紹介いたしますので、一言ずつご挨拶をお願いいたします。</p> <p>それではまず、飯田佑介委員でございます。</p> <p>飯田委員 飯田佑介でございます。弁護士をしております。昨年に引き続きとなります。よろしく申し上げます。</p> <p>荒井総務課 副主幹 続きまして、江藤英樹委員でございます。</p> <p>江藤委員 江藤英樹でございます。私は、明治大学法学部の教員でございます。初めて参加させていただきます。お願いいたします。</p> <p>荒井総務課 副主幹 続きまして、小名木伸雄委員でございます。</p> <p>小名木委員 小名木と言います。委員名簿には、公務員OBとなっております。八千代市役所を退職して7年余り経ちますけれども、現在は自営の専業農家で米作りをしております。今は、市の農業委員会の会長に携わっております。どうぞよろしく申し上げます。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>荒井総務課 副主幹</p>	<p>続きまして、長谷川憲委員でございます。</p>
<p>長谷川委員</p>	<p>長谷川でございます。夏休み明けであまり大きな声が出ませんが、徐々に声が出るようにしていきたいと思います。八千代市の委員をやらせていただくようになって長くなりました。故坂本茂樹先生が八千代市で様々な委員として熱心に活動されていたことを知っていたのがお引き受けした一番の理由です。坂本先生は、残念なことに志半ばで他界されました。その意思を継いで彼の後輩の清野幾久子先生が委員をされていたのですが、留学をする際にピンチヒッターとして依頼されたのが具体的な就任のきっかけです。坂本茂樹先生には色々とお世話になっていたこと、さらにフランス憲法の同じ研究者仲間でしたので、彼の意思を継ぐことができればとお引き受けし、今日に至っております。</p> <p>私自身の住まいは、都心を挟んだ反対の西側ですが、以上のような理由で、非常な思い入れを持って務めさせていただいております。よろしく申し上げます。</p>
<p>荒井総務課 副主幹</p>	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、日名子暁委員でございます。</p>
<p>日名子委員</p>	<p>日名子暁と申します。弁護士をしております。よろしく願いたいいたします。</p> <p>現在は千葉県と八千代市、佐倉市で、各種委員会の委員を務めさせていただいております。この委員会につきましては、私も当初から委員を務めさせていただいておりますので、どうぞよろしく願いたいいたします。</p>

<p>荒井総務課 副主幹</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局の職員をご紹介します。</p> <p>まず、総務部次長 小倉でございます。</p> <p>続きまして、総務課主査補 柳村でございます。</p> <p>続きまして、総務課主任主事 菅田でございます。</p> <p>最後に、私、総務課副主幹の荒井でございます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>会議の進行につきましては、八千代市行政不服審査法施行細則第2条第1項の規定によりまして、会長が議長となり、会議を進めていただくこととなりますが、先ほどもお伝えしましたとおり、本日は、今年の4月に委嘱後、初めての審査会となりますので、初めに、会長を委員の互選により選出をしていただき、会長職務代理者につきましては、会長に委員の中から指名していただく必要がございます。</p> <p>まず、議題(1)会長の選出及び会長職務代理者の指名についてということでございますが、会長が選出されまでの間、総務部次長の小倉を仮議長といたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>荒井総務課 副主幹</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、総務部次長の小倉を仮議長とし、議事を進めさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(席の移動)</p>

議題(1) 会長の選出及び会長職務代理者の指名について

小倉総務部 次長	<p>会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます、小倉と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>早速ですが、「議題(1)会長の選出及び会長職務代理者の指名について」、お諮りいたします。</p> <p>八千代市行政不服審査法施行条例第8条第1項の規定により、会長は委員の互選によって定めることとなっております。</p> <p>どなたか立候補、あるいはご推選はございますでしょうか。</p>
日名子委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
小倉総務部 次長	<p>はい、どうぞ。</p>
日名子委員	<p>皆様専門のある委員ではありますが、当会の発足当初から委員を務められておりまして、委員の中でもとりわけご経験と実績が豊富な長谷川委員が会長に適任かと考えます。</p> <p>よろしければ、長谷川委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。</p>
小倉総務部 次長	<p>今、日名子委員から長谷川委員を推選する旨のご意見がございました。</p> <p>他にご意見はございませんでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
小倉総務部 次長	<p>それでは、長谷川委員にお願いするというので、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

小倉総務部 次長	それでは長谷川委員，いかがでしょうか。
長谷川委員	ありがとうございます。
小倉総務部 次長	それでは，互選により長谷川委員が会長に選任されたので，以降の会議の進行は長谷川委員に務めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
長谷川会長	<p>それでは会議を始めさせていただきたいと思いますが，改めてありがとうございます。</p> <p>議事を進行させていただきますが，会長職務代理者の指名について，お諮りしたいと思います。</p> <p>八千代市行政不服審査法施行条例第8条第3項の規定により，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理することになっております。</p> <p>会長職務代理者に，日名子委員をお願いしたいと思います，いかがでしょうか。</p>
日名子委員	お受けいたします。
長谷川会長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは，会長は長谷川が務めることにさせていただきます。</p> <p>そして会長職務代理者については，日名子委員に決定しましたのでよろしくお願ひいたします。</p>
日名子委員	よろしくお願ひいたします。
長谷川会長	よろしくお願ひいたします。

	<p>次に、議題(2)に入る前に、本日の会議録の作成に当たって、八千代市行政不服審査会調査審議要領第9条第2項の規定により、会議録署名委員を私から指名させていただきます。</p> <p>今回の会議については、江藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
江藤委員	<p>よろしくお願いたします。</p>
長谷川会長	<p>ありがとうございました。</p>
荒井総務課 副主幹	<p>それでは、傍聴人の方に申し上げます。ここから先は、議題(2)の「令和4年度諮問第1号に係る調査審議について」に入りますので非公開となります。</p> <p>会議資料につきまして、回収をさせていただいた後、ご退席をお願いいたします。本日は、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">(傍聴人退席)</p>

議題(2) 令和4年度諮問第1号に係る調査審議について

八千代市審議会等の公開に関する要領第4条及び八千代市行政不服審査会調査審議要領第8条の規定により非公開。